

第6回改革推進会議議事要旨

日 時 平成19年8月2日(木)
13:30～15:36
場 所 島根県庁 講堂

開 会

委員長

それでは、ただいまから第6回改革推進会議を開催いたします。

大変お忙しいところ、毎週毎週のようにこうしてお出かけいただきましてありがとうございました。心よりお礼を申し上げたいと思います。

また、前回の会議で起草委員の3名の方を指名させていただきましたが、前回の会議以後、精力的に時間を割いて御議論、御検討いただきまして、今日、後ほどごらんいただきます提言のたたき台を作成していただいたところです。まず起草委員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

本日の会議では、このたたき台によりまして、前回に引き続いて大いに御議論をいただいて、提言をまとめる方向に持っていきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

そういたしますと、初めに今日の資料の確認でございますが、事務局の方から、よろしくをお願いします。

事務局

お手元に3枚の資料があるかと思いますが、これにつきましては、前回の会議におきまして委員の皆様から御指摘のあったものについての資料でございます。

まず、1枚目の「平成17年度県税収入額の状況(税目構成比)」についてです。県税の収入の構造について、似たような団体との比較で見ると特徴があるのかどうかという御指摘がありました。見ていただきますと、左側の方に島根県を初めまして7県、財政力の弱いところの税収の構成を比べたものがございます。比較をした結果を一言で申すならば、大体どこも同じような構造になっておりまして、とりたてて特段何か島根だけ特徴があるというようなことは、総じていえないのかなというのが結果でございます。

なお、参考までに右の方に、いわゆる都市部の都府県をつけておりますが、こうしたところと比べますと、島根県は、やはり法人二税と言われます法人の県民税とか事業税とい

ったものの割合が小さいということはいえようかと思えます。

それから、2枚目の「給与カット影響額」についてです。これまで、給与カットの影響額につきまして、平成19年度においては一般財源で64億円だということはお示しておりましたが、これまでの累積を示してほしいというお話がございました。平成15年度から、合計をいたしますと241億円の効果額が出てきておるということでございます。

もう1枚、3枚目の「基金の状況」についてです。基金と一口に言ってもいろいろあるのではないかという御指摘がありました。

1番目に積立基金と書いております。その中でさらに財政調整基金、減債基金、大規模事業等基金、この3つがあります。この3つの18年度末の現在高の計は651億円余り、これが19年度末現在高の見込みですと、134億円ほど取り崩しますと、517億円余りとなります。基本的には、通常、財政運営上厳しくなったときにやりくりをするのに使うのがこの3つの基金であります。

それ以外にも特別な目的のために積み立てている基金が、教育文化振興基金を初めとして幾つかございます。例えば教育文化振興基金は、残高がかなり大きいですが、毎年毎年、例えば今年でいえば約5億円弱取り崩しておりますけども、大学に対する交付金の財源の一部に充てるといったような使い方をしております。また、大きいものでいいますと、しまね環境基金も約8億円弱崩しておりますけども、これは市町村の下水道の整備を支援するお金の財源として充てるといったような使い方をしておるものでございます。

なお、をつけた5つの基金でございますが、国の制度に絡みまして、全国的にどこの県でも設けざるを得ないというものでありますので、県が独自で設けておるものとは違うということで、少し位置づけを変えております。

こういったものをすべて足しますと、19年度末現在高の見込みで約700億円という規模になります。

また、2番目ということで、定額運用基金ということで、運用型の基金も3つほど掲げております。これは土地を取得するときに使う基金、あるいは博物館とか美術館で美術品等を取得するときの財源として使うための基金、こうしたものもあわせて持つておるのが基金の全体の状況でございます。

起草委員からの「提言のたたき台（素案）」の説明

委員長

それでは、今日のところは起草委員の皆様方におまとめいただきました「提言のたたき台」を材料にして議論を進めたいということでございますが、まずこの「提言のたたき台」につきまして、起草委員から御説明をお願いしたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

委員

私たち3名の起草委員は、前回の会議終了後から2回の会議を開きまして、今日このように「素案」として皆様方にお配りしております、「提言のたたき台」となるものについて検討を行いました。そして電話やメールなどで連絡をとりながら、詳細について、先ほどまで文章を取りまとめていたものでございます。今回、提言の素案という形でここに提出させていただきますが、県財政の改革の方向性がある程度はつくれたのではないかと考えている次第でございます。

今日は、その内容を簡潔に御説明させていただきますとともに、足らざる御意見、または対立論点などを整理をするために、各項目を一つ一つ読み上げる形で検討させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、「素案」の1ページでございます。「はじめに」、前段のところは空白になっていますが、これは会議設置の経緯等につき、また審議経過等につきまして書く予定にしております。審議の方は、まだまだこれから続くわけでございます。したがって、最終的に提言においては盛り込みたいと思いますが、今日は、このところは、空白ということでご了承ください。

〔起草委員提出資料「県財政の健全化のための提言（素案）」（以下「提言（素案）」という。）P1 を読み上げ〕

ここでは、この提言を踏まえまして、県において財政健全化のための基本方針を策定し、着実に取り組んでいただきたいという旨を記載してございます。また、財政健全化の検討と並行して行われている「島根総合発展計画」について、財政健全化の基本方針との整合を図りつつ、県の明るい将来構造を描くよう付言させていただきました。

続いて2ページでございます。「県財政の現状」でございますが、これまでの事務局の説明に基づきまして、県財政の現状を述べたものでございます。特に財政再建団体に陥った場合は、夕張市のように独自施策がほとんどできなくなるわけでございます。例と

しては、病院の閉鎖等々でございます。県の経済や住民生活への影響は極めて大きいということ念頭に、県財政の現状をとらえてまいりたいと思っています。

〔提言（素案）P 2 を読み上げ〕

それを受けて「 提言」でございますが、3ページでございます。「1 改革の進め方についての基本的考え方」という表題については、前回の会議で委員長提出メモの表題では「目標」とされていましたが、財政改革により県財政をどのような状態まで持っていくのか、また、改革をどのようなペースで進めていくかということは重要な事柄であり、この両者をあわせまして、「改革の進め方についての基本的考え方」という記述にしております。

〔提言（素案）P 3 の1を読み上げ〕

最終的には収支均衡の状態に持っていくことが必要ということ、それから200億円台後半という多額の収支不足が毎年生じていることから、その解消を1年や2年で行うことはなかなか難しいわけでありまして、段階的に収支不足を解消していくことが必要だということです。それから急激な税収の落ち込みなどに備えて、また税収の落ち込みだけでなく、様々な経済変化、行政を取り巻く環境変化など、緊急のときに備えるために、ある程度の基金を維持することが必要だということ。そしてこのようなことを総合すれば、最終目標は中長期的に持続可能な財政運営を実現することだとしています。

ここでいいます中長期という考え方ですが、行政の上では中期は5年、長期は10年ということであるようでございますが、ここでは必ずしも5年だ10年だということではなくて、長期的でも早目に財政の収支を均衡させるということを目指すべきだということでございます。

その次の「2 集中改革期間」でございます。3年という意見と5年という意見があったわけでございますけれども、この点につきまして具体的にどのような内容の改革を、これについては5ページ以下御説明いたしますが、どのように進めていくかということ、それからその内容の問題にもかかわるものでございます。そこで改革推進会議としては、一定の期間に集中的に改革を進める集中改革期間を提言することにはしないといけません、集中改革期間は3年から5年ということで、多少幅を持たせて提言したいと考えております。

ただ、できるだけ早いスピードで改革を達成すれば、その後の収支均衡が早まるということでございますので、集中改革期間をできるだけ早く完了していただくことを望んでい

るところでございます。

〔提言（素案）P 3～4 の2を読み上げ〕

の相当程度ということですが、改革の中身、それから進度によって時間やコストの削減幅というのは変わってくるわけでございます。その中で大体、少なくとも80%程度は結果を出して、改革の目安をつけるという期間が3年から5年程度ということになるかと考えます。

次に、「3 改革の視点」については、4ページでございます。まず改革の視点としては、聖域なき見直しということでございます。実際に改革を進めるに当たっての基本的な方向性、改革の視点を明らかにしておく必要があるわけですが、具体的には以下のとおりです。

〔提言（素案）P 4 の3を読み上げ〕

以上、聖域なき見直し、重点的な財源配分、行政の守備範囲の点検、行政改革の徹底、県民への説明・県民に理解をしていただくための姿勢、それから県公務員が改革に積極的に取り組む姿勢ということを提言に盛り込ませていただきました。

次に、「4 改革の内容」については、5ページでございます。まず「(1)歳入」でございます。

〔提言（素案）P 5 の4(1)を読み上げ〕

続きまして、「(2)歳出」でございます。

〔提言（素案）P 5～7 の4(2)を読み上げ〕

それから、「(3)その他」です。

〔提言（素案）P 7 の4(3)を読み上げ〕

「5 財政健全化のための基本方針の策定について」でございます。

〔提言（素案）P 7 の5を読み上げ〕

以上、一応簡潔に説明というよりも、時間がありましたものですから、全文読ませてもらいました。

提言についての検討

委員長

ありがとうございました。

そういたしますと、ただいま起草委員から提案をしていただきました「たたき台」に

よりまして議論を進めたいというふうに思います。

どこからでもどうぞと言うと焦点が定まらないといけませんので、まず1ページ及び2ページの「はじめに」と「県財政の現状」の部分について、意見交換をしていただきたいと思います。

特にこういったところは記載をした方がいいではないかとか、あるいはここまで言わなくてもいいではないかとか、こういったことも含めて、次回、もう一回この会議で最終的にまとめていきたいというふうに考えておりますが、その提言をまとめるという方向での御発言を何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

委員

3ページの2のところで「非常事態」という言葉とか、4ページで、下から2つ目ので「危機的な財政状況」というような表現があるんですね。これが1ページ、2ページのところでは、そこまで強い表現というのはないように見えるんですけども、最初にもあってもよろしいんじゃないかという気持ちを持っております。

委員長

そうですね、2ページの頭の部分には「大変厳しい状況にある」という、さらっとした書き方というか、本当にもう危機的な状況なんだぞということを、まず冒頭で言って、そのためにどうするかといったことを書いた方がいいと、こういうようなお話ですね。

委員

2ページの2行目、「現状のままでは数年後には」と書いてあるんですね。何となく感覚的に「数年後」と言われると、5、6年先かなというふうにイメージすると思います。でも実際は3年後なんですよ、現実には。

そこらあたりを考えると、この「数年後」という言葉でいいのかどうか、議論の余地があるのかなと思っております。

委員長

例えば「2、3年後」とか、そういったような。数年といたら5、6年というイメージがありますね、どうしてもね。

委員

はい。イメージとしては5、6年というふうにとれますが、そんなに悠長なものではないのかなと思います。

委員

2ページ目、さっきと同じ関連質問なんですけど、最終的な形は、1、2、3、4、5とありますが、例えば今の基金の枯渇という大変厳しい状況にあるということ、下のところに表でも入るとかということはないですか。

委員長

ほかに、県民の皆様にはデータをお示しするということではないものですから。県知事に対して答申するということですから、当然状況というのは把握しておられる。ですからバックグラウンド、こういう状況を踏まえて、こういうような策をとるべきではないかという提言ですから、体裁というのは、1、2、3、4のところで改ページするかということはあるかと思いますが、とにかくこんなようなイメージというふうに私の方では考えておりました。

事務局の方、何か、こういうものが欲しいというふうに知事がおっしゃってるとかいうようなことはございますか。例えばデータも入れたものとか。そうでもないんですね。

事務局

そういうことはございません。

委員

実際には、この提言を受けられまして、県の方が基本方針をお出しになる、その中できちんと御説明になると考えてよろしゅうございますね。

事務局

基本方針では、そういう財政の現状、データの的なものも含めて示すことになるんじゃないかと考えております。

委員

私がお話ししたのは、この提言がひとり歩きするのではないかと想着まして、この提言を見た場合に、ここに何か、巻末でもいいんですが、この収支不足が見込まれて、数年後には基金が枯渇する大変厳しい状況にあるというものの資料が、仮にこれ、ひとり歩きする場合には必要ではないかというふうに思っただけです。

事務局

それに関してよろしいでしょうか。

ちょっと事務局から補足させていただきますと、当然直接的には会議の方から知事あてにいただくべき提言でございます。その意味では委員長さんがおっしゃったように、それ

を受ける側の知事自身は基本的に知っておるデータでありますので、そういう意味では特段、たくさん、そういったデータといったものをつけなくてもいいのかなと思います。ただ、一方で、提言自身はできるだけわかりやすく、これを県民が見るとということも一つ大きな意味合いでございますので、そういう意味では、知事だけではなくて、あるいは県だけではなくて、県民が見ても理解できるという表現は必要なのかなと。そのために表が要るのかどうかというのは、また別途御議論いただければと思います。このような理解であります。

委員

一つは、このタイトルは、今日の先ほどからのお話の中には全然触れられていないんですが、これは最初から決まっていたものとしていいのかどうかということ。

それから、ちょっとよくわからなかったのは、1ページで「島根総合発展計画」ということに触れているわけですが、この会議の中で「島根総合発展計画」のことが触れたという記憶があんまりないものですから、これはなぜ触れられておるのか。当然ほかのいろいろな計画と整合性をとりながらやっていくということは必要なことだろうと思うんですが、この会議の提言として、なぜこれに触れる必要があったのかということところがちょっとわかりにくかったんで、教えていただければというような意味合いですけども。

委員

今回のこの改革推進会議は、財政改革の推進会議ということでございますが、公聴会、それから委員の御意見を聞く中で、必ずしも財政改革だけに限らず、随分幅広い御意見をいただいているわけです。当然それが財政にはね返ったり、財政のスリム化につながったりという形にはなるかと思えます。それからまた、各施策をする県当局の施策実施は当然財政と結びつくわけです。したがって、今ちょうど並列で「島根総合発展計画」をお立てになっている。それとの整合性は当然とらなければならないという認識ではおりますけれども、実際にこの会議の中で「島根総合発展計画」なるものの説明がなかったということは事実でございます。

委員長

ここで「総合発展計画」のことについて議論したことはございませんが、これは最上位計画ということで、これが一番大もとになるわけですね、県のいろんな施策を打っていく中で。そういった中で、今ちょうどこのスタート、策定に向けての議論がスタートしたという段階です。こういうタイミングで我々のこの提言を出していくということがあるので、

そういったところにもある程度、この提言を「総合発展計画」を策定する際に参考にしていただきたいと、こういうふうなことを前に書かれたということだと御理解いただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、最初の方の御質問で、1、2、3という、このタイトルでございますが、これはこの間、論点整理のときに「目標」としていたところなどが変わっていますが、これは起草委員さんの方でこういったタイトルでどうかということで御提案をいただいております。もちろんこの「県財政の現状」などのタイトルでいいのか、あるいはもう少しインパクトのあるタイトルにしてはどうかということも含めて、今日の会議で御議論いただければというふうに思います。

内容的には、そうすると1ページ、2ページ、先ほど2つほど御意見をいただいております。1点は、危機的な状況というのをもう少しこの「県財政の現状」の部分で表現できないだろうかということ。それから「数年後」というのが実際には今のペースだと3年先ということですので、もう少し切迫した状況にあるというような数字の表現がないか。

それからあと、これは入れるかどうかというのは検討が要るんですが、具体のデータ、入れるかどうかは別にして、もう少し表現をわかりやすい、そういった数字的なものも多少あってもいいんじゃないかということでございますね。これについては、またこういった御意見を受けて、起草委員さんの方で次回までのところでまた整理をしていただくというようなことで、いかがでしょうか。

委員

私は、こういうトーンで統一してあるので、これはこれで一つの方法かなと思いますが、先ほどの危機的な表現と似たように、現状などとせず、もっと内容を表現した方がいいのではないかと感じる面もあります。それはほかの部分との、このタイトルの全体の整合性からいうとこういうつけ方になるのかもわかりませんが、県財政の現状って、何かおんぼらとしているというか、何かそんな感じがします。

委員長

そうですね、何か本当にこういう大変な状況の中でという割には、人ごとのような雰囲気もしないではないと。

これも起草委員さん、またちょっとこの間に御検討いただきたいと思います。インパクトのあるような、ここのところで表現するということもあるいはあるのかもしれませんが。

それでは、次の提言の部分で、「1 改革の進め方についての基本的考え方」、それから

「2 集中改革期間」、「3 改革の視点」と、ここらあたりは最初に私の方から論点整理をさせていただいたものとタイトルは少し表現も変えていただいているようですが、内容につきまして、タイトルも含めていいんですけれども、3ページ、4ページの提言の総論までの部分のところで、意見を交換させていただきたいと思います。

委員

3ページの「集中改革期間」の のところで、3年から5年程度の期間を定めてとありますが、3年から5年でもいいんですが、その改革する項目ごとに、もし目標を3年なら3年、5年なら5年と明確に目標を立てることが県民にわかりやすいし、県の改革への強い決意としてとれるのではないのでしょうか。改革に積極的に取り組む姿勢というところで、その姿勢が県民の方に見てとれるのではないかと思います。

委員長

そうですね、非常に明確に言い切った方がということでございますが、これ、もろもろの財政の状況等を見ながら、この後、先ほど話がございましたように、県の方で財政改革の基本方針を立てられるわけですね。その中では当然3年以内にここまで行く、4年以内にここまで行くといったような年月を切った具体のものをつくっていかれると思うんです。我々は提言ですから、そこまで余りはっきりとということではなくて、とはいっても、いつまでかかってもいいよじゃなくて、3年から5年ぐらいの間の程度のところで集中的にやってくださいよという、提言になるということですから、こういう書き方だろうというふうに思います。前回も、3年という御意見もございましたし、5年という意見もあったということで、先ほど起草委員さんの方からもそういったアナウンスございましたが、提言としてはそうなる。多少幅があってもいいんじゃないかと、こういうことだろうと思うんですけども。

委員

期間についてなんですが、提言の方の「基本的考え方」 に数字が出ていまして、「1年や2年の短期間で急激に解消することは」というのがあって、「集中改革期間」の の には「待ったなし」という表現があって、 に今さっき出た「3年から5年程度」というのがあるんですけれども、この「3年から5年程度の期間を定めて」というふうになると、その上の の「待ったなし」にリンクしないのかなと思います。1、2年の短期間でやるものと、3から5年の中期的とか、6年以上の長期に分けて整理をするような3段階方式という方法もあるのかも。来年度の予算からするものもあるかもしれませんし、

シミュレーションをしないといけないような大幅な機構改革なんかもあるでしょう。例えば1年や2年の短期間で急激に解消することは影響を与えるんですけど、この「急激」という表現も気になります。

委員長

恐らく実際の改革方針といいますか、再建方針といいますか、そういったものは、もう今年からやるもの、あるいは3年かかって徐々にやっていくもの、10年かかって減らしていくというもの、いろいろあると思うんですね。ですから、ここは前に私が提案させていただいた論点整理の段階では、「改革期間」というふうに書いておったんですが、「集中」というふうに直されているというのはそういうことだろうというふうに思っています。ですから、集中的に、まずこのところで相当程度まで持っていくんだというお話じゃないかと思いますが、ここらあたりで何か起草委員さんの中で御議論をいただいたでしょうか。もし御議論いただいた経過があったら、御披露をお願いしたいと思います。

委員

理想を申すと、先ほどもありました基金が枯渇する、その後は収支が悪化して財政再建団体に転落する。それはシミュレーションで明示をいただいております。ただ、実際にはこれから何に手をつけて、実際にどこまでやっていくか、どこまでやれるのか決めていくのは準備期間もあります。それぞれ折り合いつける中で、基本的にはできるだけ早くそれをやらなくてはいけないと思うわけです。したがって、基本方針の中にそれをできるだけ織り込んでいただきたいと思いますと思うわけですが、ものによっては、先ほどもありましたようにすぐできるもの、それから2年も3年もかかるものもある。ただ、決めても効果があらわれるのは、またその後ということがあるわけで、実際にやるということを決めて、キャッシュフローにそれがはね返ってくるのも、ものによっては期間がまちまちなわけです。そういう意味から、多少このところは期間を持たせていただいています。

ただし、これはそんなに待てないということからすると、要は足らず前が250億円なら、その250億円の8割は目安をつける。そして、少しの足らず前でどうにかこうにかやっていけるところまで持っていかなければいけない。ここをあんまり縛りますと、県政に弾力性がなくなります。私どもがそこまで立ち入って、本当に責任が持てるのかというところですよ。

ただ、これは県民だれも見ているところで、片方で待たなしとっていて、それは投げつけというわけにはならないと思います。このところは私ども、提言を起草する人間

としても非常に書きづらいところです。だから、県民の皆様にも、県の方から非常に御説明しづらいようなところになるかと思えます。先ほどありました期間別に効果のある程度わかりやすく説明する材料については、基本方針をお立てになるときには、当然ここをきちっと御説明なされた方がいいと思っております。それを提言として、細かくまとめるのは、正直言って非常に難しゅうございます。起草委員の方からは、そのようなことでお答えとさせていただきます。

委員

今の御説明に尽きているところではあります、やはり実際の改革の中でやっていかれるという話になると、この1、2年でというところについては、じゃあ3年なのかというところでもない、もうちょっと幅のあるところではないかと思えます。コストをカットするというのはサービスをその部分、厳しく節減していくところではありますが、ものによっては提言の「素案」を書いている具体的な中身について、例えばA、B、C、D、E、Fというのがわかりません。そこで、まずは精神的なところで、こういう形で待たなしというふうをお願いして、ある程度の幅の中で、個別の予算の中身を一番お知りの事務局の方に具体的な計画をかいていただけたらと思えます。すぐできるものについては、すぐしていただけるという含みは、もうこの言外にあるものと理解して提言の「素案」を書かせていただいている、というふうに認識しています。

委員長

前回、この改革期間について御議論いただいたときに、3年、5年という話が出てきたんですが、ただ、その3年、5年以内に収支均衡に持っていくというような議論があったんじゃないかというふうに、私ちょっと定かじゃないんですが記憶しております。今、起草委員さんの方から、相当程度を解消するというような説明がありました。なるほどこう書かれたら、確かにそういうことかなと。3年以内に収支均衡に持っていくというのは、かなりドラスチックなことをやらないといけないわけで、そうすると、これまで基本的な考え方のところで急激な解消に向けての施策というのは非常に大きな影響を与えるという、そこらがあるんだろうなというふうに今、少し私は感じました。前回、確かに収支均衡何年、3年だ、5年だというような議論をさせていただいたと思うんですが、その辺、もしどなたか何か。

委員

起草委員の皆さんの御苦労が大変ひしひしと伝わってくるので、今までの御説明で大変

よくわかるんですけども、ここは少し細かなところにも気を配った方がいいのかなという気がいたします。

ちょっと細かなことで恐縮なんですけど、「改革の進め方についての基本的考え方」のは、現在生じている収支不足を1年や2年の短期間で急激に解消することはよくないと、適当でないということが書いてあり、は、収支不足が生じている間は基金残高は減少するが、この規模を、ある程度の規模を維持する必要があるというふうに書いてありまして、じゃあ、いつ基金残高が枯渇するかというと、これは2、3年で枯渇するわけですし、これは、と はよく考えると矛盾してしまうわけです。ですから、それを受けて にこういう表現になっているんだと思うんです。「このため、一定規模以上の基金を確保しつつ」というのは、これができるだけ急げることは急いでやり、基金が枯渇しないようにしながら収支均衡の実現へ向けて段階的に収支不足の圧縮を進めていくことと、中長期的に取り組むことを進めて、最終的に収支均衡を目指すんだという、だから と は相矛盾する面があるんだけど、それを受けて短期的なことと中長期的なことをあわせてやるんだということを、この でまとめておられると、そういうふうに読めるわけです。

が、その後がちょっと弱いのかなという気がするの、「言い換えれば、中長期的に持続可能な財政運営を実現することを、改革の目標とすべきである。」となって、ここ2、3年後に迫っている基金の枯渇ということを念頭に置いて、急ぎやらないといけないんだということが、「言い換えれば」以降のところでは何かちょっと、これは の前半部分ではなくて後半部分を言いかえておられるのか、全体を言いかえておられるのかわかりませんが、もうちょっと急ぐというニュアンスをこの に込められないかなという感じがいたします。

それから、2の「集中改革期間」の の、今盛んに話題になっております「相当程度」ということなんですけど、これは一般的に相当程度と、こういう文章で言えば、少なくとも80%程度と起草委員さんはおっしゃいましたが、これは大体そういう理解でいける表現ということなんでしょうか。私はそういう常識がなくて、よくわかりませんが。

委員

そうだという、いや、これ以上はないと思います。それ以上上げるわけにもいきませんし。80%だということで、そうなれば目安がつくと。加速度がかかるだろうというふうにも思っております。

委員

「3 改革の視点」のところでございますが、この提言は知事あてに行うものですから、もう少し知事に対して、この会議としてきちんと言うべきことは言う、そういったこともあっていいんじゃないのかなと思っているところです。それは、改革の視点の前書きのところに、もう少し知事さんに改革を進めていく上での基本的なところを含めた理念をきちんと指し示してほしい。そしてこの財政健全化の後には一体、県民生活はどのような展望が持ち得るのか、そういったところもぜひ示してほしいと思う点が一つであります。

2つ目は、この改革の視点の中で、県民の理解をとというのは随所に出てきていますけども、県の行財政を改革していく主体を担うのは県の職員の皆さんでもあるわけでありまして、多分改革というのは相当のお辛い思いをしながら進めていかねなければならないと思いますが、ぜひ県の職員の皆さんの意識の改革をどう図っていくのか、こういったところにも、ぜひトップとしてのリーダーシップを発揮していただく、そういった文言も記載をしていただければどうだろうかと思って、あえて発言させていただきました。

委員長

改革の視点の、やや具体的なことが総論的に書いてあるわけですが、こういう理念でもってというか、理念の中身じゃなくて、改革の基本方針の中にはきちんとした理念を入れていただきたい、その理念はこの改革、県民、それから職員、みんなしんどいんだけど、これをやり遂げた後にはこんないいことがありますよというぐらいのことは語っていただきたいというようなことをここに書いたらどうかと、こういう御意見ですよね。具体的に我々が書くということじゃなくて。

私ちょっと、よろしいですか。4ページが一番下なんですけども、「県公務員」と書いてありますが、「県職員」という表現、「公務員」という表現と何が違うのかなということが一つと、それから最後に「とりわけ、知事をはじめ幹部職員が率先して取り組む」と、こう書いてあるんですが、こう書いてしまうと、幹部職員じゃない人があんまり自分らはやらんでもいいのかなというふうに感じてもしけませんので、やっぱり当然、知事は特別職ですけども、幹部職員だって県職員ですから、とにかく一丸となってやるんだというような、いかがでしょうかね、ちょっとわかりませんが、この知事並びに幹部職員がというところが、特段にここに任せておけばいいわというふうになると困るなという。

委員

いや、そこまで考えませんでしたけれど、「県職員」という言われ方が行政上一般的

なのか、「県公務員」という言われ方が普通なのか、ちょっと私どもはわかりませんので、そのところは、これはきちっと対応して、そのような形にさせていただきます。

それから、この後の個別のところでは職員さんの定数や、職員さんの給与について具体的に触れておるわけです。ですから、ここではそこまで書く必要があるかと思うわけです。ただし、知事を初め幹部職員さんはリーダーシップを図っていただきたいということで、これを代表に書かせてもらったということでございます。

具体的には、その後の施策の中で触れるということでございますので、これでいいのではないのかなと思っている次第でございます。皆さん方が、いや、こうじゃなくて、もっとわかりやすく「全員が」と書くべきということだったら、それはまた検討いたします。

委員

ですから、5ページ以降で具体的に切り込みをされるわけですから、総論の中でもそのことについてはきちんと記載をしておくのが、これは仁義じゃないでしょうか、と私は思って、あえてそういう発言をさせていただいたつもりでございます。唐突に内容のところですぼんと出るだけでいいのかと。それはいかがなものかと思っております。

委員

そういうことということであれば、ちょっともう一度このところは再検討させていただきたいと思います。

委員長

私が申し上げた部分は、この「とりわけ」以下は要らないのではないかと、上にもう少し細かく書きなさいという話ではなかったんですね、私はね。

表現としてはこんな感じで、もちろん職員が姿勢を十分に示すということは非常に重要なことだろうと思いますし、このままでももちろん、御検討いただいて結構、よろしいということであれば、もちろんそれで結構だと思います。

委員

4ページの5つ目のところの文章は、私はいいと思うんですけども、職員さんが今後、財政健全化の道筋を県民にわかりやすく説明というところで、説明されるときにタイムリーに情報を、県民が取り組む分野、具体的には活動する現場に直結する財政と改革の情報を、その都度現場に提供していただけると、より一層県民の方々が役に立つ情報として、ともに前向きに活動できると思いますので、よろしく願いいたします。文章はいいと思います。

委員

4ページの「改革の視点」の の3つ目なんですけれども、県が本当にやらなきゃいけないことをしなさい、しましょうと、それ以外は市町村や民間に委ねましょうということですが、受ける側の同じ行政の立場にある市町村でみると、この表現でいった場合に、要らぬ誤解を招きはしないのかという気がします。いろんな広範な事業があるわけですから、何か仕事の押しつけ合いというふうにとられないよう、そこら辺に気を遣いながら表現した方がいいのかなという気がします。

委員長

確かにそういう御指摘を聞くと、そういうふうを受けとめられることもあるかもしれないですね。

委員

それともう1点、3ページの方で、「基本的考え方」の の表現の「もっとも」以下のところ、先ほど来いろいろ御意見ありましたけれども、「1年や2年」という期間が具体的な数字でうたってあることは、私はこれは正しいと思うんですけれども、せっかく下の「2 集中改革期間」の で「3年から5年」ということで進めましょうという、このことを言っているわけですから、それは実際に改革は着手すればすぐできるものから実行していくことは当然ですので、「基本的考え方」の は余り言わなくても、なくてもいいのかなという気がします。

改革というものは、3年目にどんと一斉にやるのではなくて、やはりきちきち1年目、2年目、行政サービスが低下しないように、当然やることは当たり前のことだと思います。

委員長

そういたしますと、随分御意見いただきましたが、少しまた起草委員さんのところで、もう少し検討していただくと。

委員

私は、ここに書いてある文章、「基本的考え方」の のところ、これはこのとおりだと思います。それで、ここで「1年や2年」という数字が出るから、「集中改革期間」の「3年」、「5年」というのとぶつかってしまうのかなと思います。「基本的考え方」の をむしろ数字を外していったらばどうでしょうか。この趣旨は、私はとても大事なことであって、削ってしまわなくてもいいのではないかなと思っています。

それから、先ほど4ページの方ですけども、一番下の で「知事をはじめ」以下を削除

するというようなお話もありましたが、「県職員が改革に積極的に取り組む姿勢を県民に対して示すことが重要である。」で終わってしまうよりは、むしろ「知事をはじめ」という言葉を入れて、トップが本気になって、そしてリーダーシップを発揮して職員一丸になってやっていくのだという表現は必要なのかなと思います。だから「知事をはじめ」は削らなくてもいいのかなという気がしております。

委員長

そうしますと、あと、各論的なところで5ページと6ページ、それから最後7ページに半分ほどございますが、この部分について御議論いただきたいというふうに思います。

委員

6ページの「〔任意性の高い経費〕」の表現なんですけれども、結論として「大胆な削減を行うべき」という表現にさせていただいておりますが、給与費あるいは公債費、これがそれぞれ3分の1ずつくらいある。片方でこの任意的な部分はわずか12%くらいしかたしかなかったと思います。この部分についてはいろいろなことに使えて県民に目に見える形で使える部分だと思いますので、ほかのところの改革を進めながら最後までやはりこの任意的な部分は極力残しながら、やむを得ない場合には削減もいたし方ないかなと思いますけれども、重要視していくべき部分ではないかなと思います。

委員長

そのほかに何かございますでしょうか。今の「大胆な削減」のところ、今ぐらいを確保したらというような御意見だったかのように、確保とまではいかななくても目に見える部分だということで、そうしましたらあと削減できる部分というのは公債費は徐々に落ちてきつつありますけども、そんなにまだ減らない。人件費部分しか残らないわけですね。これはなかなかこの全体やっていく上で大変かなという部分ももちろんあるかと思うんですけどもね。

委員

ここだけが大胆という極端な表現が使ってありまして。

委員長

なるほど。起草委員の方、意識していただきたいと思います。

委員

1つは、歳出のところ、5ページの「〔人件費の抑制〕」のところの、3つ目ののところでございます。要は給与の特例減額については収支不足を補うための方策としてや

ることだと。したがって、引き続きやることはやむを得ない。改革を進めていく上では県民の皆さんの理解はこれによって得ていきたいと、こういう趣旨だと思っておりますが、これは表現をもう少し御苦労でございましょうがわかりやすくしていただけないのかなということが1つです。

それから2つ目は、同じく5ページ、「〔人件費の抑制〕」の2つ目の のところでございますが、官民格差の解消を図るためにもっと下げるべきだということが記載をされておりますが、こういう記載はいかがなものかなと。知事さんに提言をするわけでございますから、県職員の給与は島根県人事委員会の所掌の中にあると思っておりますが、一方で減額をなさいと、一方では民間のレベルまで下げなさいと。民間レベルとは一体どういうことなのかということがあいまいな中で、統計のとり方によって随分違うと思うんですね。前回申し上げました毎月勤労統計調査あるいはさまざまな方法がほかにもあると思っておりますけども、民間の給与水準というのは一体何を指すのか、そこら辺がはっきりしない中で確かに県の資料では提示されていますけども、あまりに酷じゃないかと。5年間給与削減をされ、やむを得ないとはしつつも20年以降も仮に特例減額を行っていく。その先には官民と同じ、官民の格差を解消するよと、こういったお考えが人事委員会にあるやなしやは知りません。しかし、先ほど申し上げましたように知事に提言をするのでございますから、そういった意味では私はこの部分は削除をされるべきものというふうに思っておりますので、ぜひ御賢察いただきますようお願いいたします。

それから3つ目は、これも建設業協会の方が2回目の会議にいらっしゃったときにいろいろお話を伺ったわけでございますけども、削減についてはやむなしと思っておりますが、この削減を検討するという中で地域経済や雇用に与える影響に十分配慮をするという書き方を、これ逆にしたらどうなのかなというふうな思いがしてます。なぜならば、地域経済や雇用に与える影響を配慮したがやっぱり大胆に切り込みにやだめだということが結論なのか、いやいや削減はするけども、その際、十分にこの地域経済や雇用には配慮しますよということの方が、関係をする方々に与える影響を考えますときに少しでも違うのかなと、こういう思いがします。

もう1点。職員給与の件でちょっと落とした点がございました。考え方を追加させていただきたいと思っております。要は、民間並みに賃金を給与を下げた場合、果たして将来にわたって優秀な人材をこれから集めることができるかどうか、それは人材確保の点からもこの辺は少し、単に民間の給与水準ということではなくって、やはりここは他県の動向もご

ざいましょう、そういったところなども十分配慮しながら島根県、県行政の中にこれからも有能な人材、優秀な人材を残していくということにも私は道を開いておくことが賢明ではないのかなと、こういう思いがしていることも追加をさせていただきたいと思います。

委員長

いろいろ御意見いただいておりますが、起草委員さんの中で既に御議論いただいていることもあろうかと思しますので、そういったことがありましたら起草委員さんの方から御遠慮なく、こういった議論をしてこういうふうになったんだというふうに御発言願えればというふうに思います。

委員

いろいろと御意見ちょうだいしております、先ほどの職員さんの給与の件でございますけれども、官民格差という言葉を使っていいのかどうかという議論は私どもの方でもございました。実際にそれほど格差があるのかどうかということはなかなか統計の資料だけを見てどうかと。あとは他県の動向を見てどうかということもあろうかと思えます。私どもの方に当初いただいている資料の中でも、月例給与、それからボーナスなども多少民間より高いことも事実でございます。そのところの是正をしていくかどうか。

それからもう一つ、確かに民間でも同じだと思えますけれども、給料が高ければ優秀な人材が集まるかという話は当然あるわけですが、ただこの財政の改善期間の中でそれはやはり我慢していかなければならないことではないかと思うわけです。そしてカットの話と、それから制度変更の話は別次元だと思いますけれども、実際そのところはきちっと整理して職員の皆様の待遇については対応していかなければいけないと思います。ただいたずらに改革を先送りしていくと、かえって待遇を改善するタイミングというのは失っていくのではないかと思う次第です。そのところはどのように皆さん方がお考えなのかわかりませんが、やはりきちっと職員さんの中でも整理していただかなければいけないという問題だと思います。

委員

この提言は知事に出すわけですが、給与の水準について知事は島根県の人事委員会の報告に基づいて議会の了解を得て決定をされるわけでありまして、このことを知事さんに提言すれば知事さんはお困りになるんじゃないのかと思います。知事で裁量が第一義的にできないものを私どもが差し出すというのはいかがなものかということが私は言いたいわけでありまして。

委員長

人事委員会の所掌だと、基本的に給与水準というのは、これはそれじゃ少しくらい表現で書くのかどうか、少し起草委員の中でまた改めて。何か今、御意見ございますか、よろしくをお願いします。

委員

先ほどの意見についてお伺いしたいんですけれども、たしか5ページのところの「〔人件費の抑制〕」の最後の ですね。ちょっとこれでは読みづらいというお話だったんですが、どういうところが読みづらくて、具体的にどういうことを織り込めばいいのかちょっとわからなかったもので、補足して教えていただければ。

委員

要は、給与の特例減額を収支不足を補うために引き続きこの会議では行っていくことはやむを得ない。そういったことについて改革をこれから進めていくんだということを県民の皆さんに御理解いただくわけですが、その一つの方策としてこういうことをやるんですよということに理解を求めるという中身じゃないのかなということなんです。改革の一つの方策、つまり給与の特例減額は収支不足を補う一つの方策として実施をするものですと、このことを県民の皆さんには理解をいただきたいと、こういう中身じゃないのかなと思ってますけどね。

委員

ニュアンスとしてはわかりました。ただ、改革を進めていく中でやっぱり、私は職員でもありませんからあくまでも提言の一つですけれども、県民の皆様のご理解を得ていく中で必要ないろいろなコスト削減の中に前段も入っている、そしてまたこれは何のためにやるのかといえば収支不足を補うための施策でもある。前段と後段でややまじっているのであればまじっているかもしれませんけれども、理解を得る上で必要な聖域なき改革の中に当然入っているのかなと思ってこのような原案になっています。ちょっと表現の方は考えてみようと思います。

委員

ですから私ももっと言いたかったのは、この特例減額についても実は最終的には知事さんと県の労働組合との間できちんとお話をされて決められる筋のものですから、県民の理解を得る前に県の職員の皆さんによく理解をいただくようにされることも必要ではないか。そういうことを抜きにしては私はならないという実は思いがありまして、もう少しそこら

辺、配慮いただきたいなと思っています。

委員

「〔人件費の抑制〕」のところの の1つ目について、職場の現状に配慮しつつということを少し入れられたら。最近小学校などの現場では随分昔とは違っていろんな子供たちもいますし、とても先生方が御苦労されているのを見て、ただ単に数合わせではなく、そういった現場の声も聞きつつ、簡単に削減しないで取り組んでもらえたらいいなと思います。

委員長

そうですね。先ほどの公共事業の経済、雇用に与える影響に配慮というようなものと同じような感じでという、そういうことですね。ところが、あんまりあちこちに配慮してたら全然減らない。おっしゃることは大変よくわかりますけれども。

委員

確かにそうだと思いますけれども。

委員長

どこまでそういったことを文言として盛り込むかというのは、どこかで峻別しないといけないところがあると思ってます。

委員

そうですね。浜田の公聴会のときにも一人言われたりしたのでちょっと思いました。

委員長

ええ、おっしゃってましたね。ありがとうございました。

そのほか、7ページの最後の部分も含めてですね、基金残高のこともありますが、いかがでしょうか。

委員

事務局と申しますか、起草委員の中で議論にならなかったのかなということを含めて、双方に質問させていただきたいんですが、義務的経費のところでは人件費のところは出ているんですが、公債費の関係についてはしようがないということで議論をされなかったのか。

委員長

6ページの下の方に少しあります。

委員

少しだけありますよね。要は、公債費、大体800から900億円ぐらいあるんですか

ね。そのうちの元本と利息との関係はどういうふうになっていて、要は借金で首が回らなくなったら少し利息を減額してはもらえないのでしょうか。

「島根県財政の現況」の33ページで、公債費はずっと減っていかないんですね。ほぼ950億円前後でずっと推移していきませんが、仮に人件費の特例減額をした際にこの資料の34ページの円グラフで描いた場合、公債費のところと人件費のところの全体に占める比率というのは見た目が変わらないのか変わるのか、人件費は特例減額をすることによって30%を割り込むとか、その場合、公債費の比率は35%とか36%になっていくというふうなことに見た目なるのかならないのか。そこら辺を教えていただきたいと思います。

事務局

「島根県財政の現況」の33ページの表の下の方に1の(1)職員給与費がありますが、将来的に千二百数十億円ということではばらくずっと続くような形になっています。一方、その下の公債費というのが900億円台半ばぐらいで続くということになってます。

まず最後の方のお尋ねですが、職員給与費、例えば特例減額した場合の相互の割合はどうかという点についてです。今電卓たたいているわけではないですが、今現在の給与カットの規模というのは60数億円だということを言いました。例えばその分を仮に引くというようなことをしても、全体の中で大きなウエートがそんなにでこぼこするようなことはないのかなというのが、ちょっと大ざっぱな感想であります、1点目であります。

それから、この九百数十億、1,000億弱の公債費のうち元金と利子の割合についてですが、元金が8割、利子が2割というのが大ざっぱな内訳であります。あとは利子を勘弁してもらえるかというお尋ねでありますけれども、これはない話かなと思います。逆にそういうことをすれば、これは県自身の信用問題でありまして、法的にもあり得ない話だろうと思っております。

委員長

この特例減額を続けると仮にしますとね、今日会議の冒頭で説明のあった資料によると、年間60何億になる。二百数十億の毎年の収支不足から60何億は減ると、こんなような話ですね。その特例減額分だけでいきますと。

事務局

おっしゃるとおり、250億から300億の毎年度の収支不足のうち、約60億分が縮小するという事です。

委員

特例減額はわかりました。それでもう一つ伺いたいのは、毎年退職をなさっていきますけども、もちろん退職金もどうも退職引当金は持てないということでございますけども、それは退職債なんか恐らくあると思っておりますんでそれは別として、退職をされて月例額で換算すると年間でどれくらい人件費、給与費は減るんですか。どういうふうに見てらっしゃるでしょうか。1,000人削減という案ありましたがね。

事務局

いわゆる職員の新陳代謝による1人当たり人件費の差額というふうに理解すればよろしいですか。最初にお示しをいたしました資料の中では、1人当たり平均は750万、これは共済費も入っていますので、したがって、今でいう定年は60歳ですけども、60歳で定年したときの平均給与が幾らかということと、新規採用職員の年齢にもよるんですけども、標準的な初任給における年額と、その差だというふうに理解すればよろしいわけですね。

そうですね、新規採用職員の月額が今、十七、八万だというふうに理解しておりますので、年間給与ということになりますと12月と期末勤勉が4.45月ございますので、その16.4ということになりますと約290万でございます。それで一方、退職される方の給与はどれくらいかというのは、最終的に退職される職位で、部長さんでやめられる方、あるいは主任でやめられる方ではかなり違ってくるわけですが、平均的に言えば課長でやめるというふうに考えたときには、大体ざっとした数字ですけれども、年間800万から900万ぐらいの年収ではないかなというふうに思われます。したがって、その差額ということになりますと、今ざっと計算すると、約500万というものが人件費の違いとして出てくるのではないかなというふうに思います。

委員

「島根県財政の現況」の33ページの職員給与費というのは、20年度以降特例減額は含まれてないことは承知していますが、目標1,000人の職員減のものはここに反映されて記載をされているのでしょうか。

事務局

1,000人削減は織り込んで計算をさせていただいているところでございます。

委員長

「素案」の7ページの「(3)その他」の特別会計、それから企業会計のところの表現

なのですが、「合理化・効率化」なんていうことをわざわざ言う必要はなくて、こういう状態の中で当然なわけですから、特段に特別会計、あるいは企業会計について言うべきことがあれば、そういうことも少し明示的に書いた方がいいのかなという感じがちょっとしたんですが、これは起草委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員

特別会計、企業会計については、私が会議の席でお話ししたと思いますけども、この書き方というのはちょっとよろしくないと思います。本来連結して見るのが筋だと思いますけれども、会計についてはしっかりとこれが連結して見られるように上がっているということ、そして、やはり中身をもう一回再検討すべきだという話につながって来ると思います。そういった書き方にしたいと思います。

委員長

それから、最後のところの「5 財政健全化のための基本方針の策定について」で、当然、一定の見直しが必要だろうと。基本方針を出されて改革を進められるわけですが、最後には当然見直しもやって修正すべきは修正したような計画をつくらたいという、この部分、終わりにというような形で何か締めくくりの言葉をというふうに、私、論点整理のときにはイメージしていました。こういうことで締めくくっていただいているということについて委員の皆さん、いかがでしょうか。こういうことでよろしいでしょうか。

それでは、一応ひととおり見ていただいたわけですが、全体通してこの部分も少し言い漏らしたというところがありましたら、どうぞ。

委員

「島根総合発展計画」というのは何か地域振興のような発展を目指していくものだと思いますけれども、「はじめに」のところにあった、「財政健全化のための基本方針と整合性をとりながら」という言葉について、「提言」のところで、ちょっとちりばめた方が、そういう視点も大事だよということを。例えば「基本的考え方」の中に少しまぐら言葉に、例えば に少し入れるとか。6ページの「〔任意性の高い経費〕」のところでも、要するに削るだけではなくて必ず地域振興を考慮しながら施策を展開しないと、ただ短絡的に削るだけというのというのはいけないと思いますので、そういう「総合発展計画」と考え方がリンクしているような言葉を視点として入れる方がいいと思います。

それと、5ページの「〔人件費の抑制〕」について、第1回会議で私は、職員の方のモチベーションの問題が非常に気になっているという質問をしました。この給与については、

ちょっと乱暴な言い方もかもしれませんが、最後の手段ではないかなというふうに思います。機構改革だとかいろんな施策を展開して、 の1つ目のところにありますが、「事務事業や組織の見直しにより、削減の上乗せを検討すべきである。」ということではなくて、削減をするために事務事業や組織の見直しをするというようなことが一番最初にあって、給与というのはとにかく最後の手段、これは県自体が考えることではないかなというような気がするので、削除するか、書く場合にも非常に気を使って配慮しながら書かないといけないなというふうに思います。

委員

最後のところですけども、財政収支の見通しや改革の進め方については適宜見直しを行っていくということですが、その見直しの結果といいますか検証、進捗状況などについて県民の方へも報告をしていただくように提言に盛り込んでいってはいかがでしょうか。

委員長

見直しをしっ放しじゃなくって、こういった、見直していったら報告する。

委員

ええ、そうですね。結果ここまで改善されたとか進捗状況、財政がここまで改善できているとかできてないとか、そういったことも県民の方に報告していただけると協力とか理解を得やすいのではないのでしょうか。

委員

先ほど委員の方から給料の話、人件費の話が出ましたが、大きな義務的経費の中のものですから、やはり触れないというわけにはいかない部分だと私は思ってます。実は先ほどの委員と全く逆の意見になってしまうんですが、「(2)歳出」の「〔人件費の抑制〕」の順番は、これをもし最初に出されるならば4ページの「改革の視点」、先ほど委員の方から理念というようなものを掲げたらどうかという話があって、私もそれは同感なんですけど、そこにやはり県及びそこで働く県の職員の方々の主体的な改革精神といいますか、それが必要だろうと。となると、今の状態、「3 改革の視点」はナンバリングがなく 印だけなんですけど、それでもやはりその部分が上の順番に来る方がいいのかなと。先ほど申しましたが、それはあくまでも、「歳出」のところで「〔人件費の抑制〕」を最初に持ってくるならばということになるんですけども、その理念をどういう書き方にするかによっても変わってくると思いますが、現状の体裁でもしつくるのであればそちらの方がいいのかなという気がしております。

それと給料の面におきましては、前回の会議のときに県庁若手職員の財政改革検討グループの知事への中間報告が配布されまして、御説明もいただきました。そのときに今の給料制度も何か二重になってるというんですかね、2つのパターンがあるようでして、こういったことも我々ちょっとわかりにくい部分でもあります。それでよくメリット制度とかってというのが役所の中では、かじって聞いた話レベルなんで違っててもいいかもしれませんが、いわゆる内部からの見直しというようなものをこの提言の中、「4 改革の内容」の「(2)歳出」の「〔その他〕」になるかもしれませんが、が3つありますけども、例えばそういったものも加えていただく。通報というとなんかあれなんですけど、あくまでも公益のためにそういった内部からの提案というものを常時、常に出てくるような形、もしくは事業単位の決算、今も評価制度というのはあってホームページ等でも見ることはできるんですけども、細か過ぎてわかりにくいというのか、結果的に言うと第三者が評価するわけではなさそうなので、そこそこいいということになってるかと思いますが、貴重な税金をどう使っていくかという面でいうと、費用対効果の測定というものに取り組んでいただくことも入れていただけたらと思います。

委員

ちょっと同じようなことを繰り返し申し上げて恐縮ですが、改革しようという場合には、やはりどこへ持っていくかということも極力明確にしないといけないと思うんですが、この3ページ目の表現のところ、期間の問題とそれから「集中改革期間」の「200億円を超える収支不足のうち相当程度を解消する必要がある。」という、8割を意味してるんだということなんですけど、ということは40億は残るわけですね。40億残って、ということはこれ、そういうことで目標設定していいんですかねということもちょっと思います。その先どうなるかということが不透明なのでこういうふうなことが許容されるのかもわかりません。あるいは実際にそれ、さっき委員さんもおっしゃいましたが、中身が自分たちは一つ一つみんなわかってるわけではないので明確には打ち出せないんだと、それはあるんですが、しかし全体をとらえたときに、このままいったら財政的に破綻するということにもなりかねないという状況でスタートしているにもかかわらず、期間も具体的な目標設定の金額的な表示もある程度ぼやっといかざるを得ない、その事情はわからなくはないんですが、その後、県の御当局やあるいは議会の皆さんでの議論を経て具体的なものがつくられていくわけですから、提言としてはもう少しはっきりした物言いを、それは無責任と言われるかも知れませんが、強くここはどうしても財政再建、健全化を果たさな

いと大変なことになるということを強く警告を発するというをしないといけないんじゃないかと思います。

次回会議について

委員長

この後は、次回に向けてまた起草委員さんに御厄介になるわけございまして、今日もろもろの御意見たくさんちょうだいいたしました。こういったものを反映させようかどうかということについてはまた御議論いただいて、それで次回提案をしていただくと、こういうことになるかと思います。

これをどうしても言い忘れた、どうしても言わないといけないということがございましたら、明日の正午までに事務局の方に御連絡をいただきたいと思います。メールもしくはファクス等で結構でございます。

そういうことで、今日のところはこれで終わらせていただきたいと思いますが、次回会議は来週6日に予定をさせていただいております。

本日こうして起草委員さんたちに大変な御努力をいただきまして、かなり整理されたものを出していただいたということで、議論が随分進んだかと思います。どうも今日の御議論聞いておりましたら、次回にそれなりの提案をしていただいて、提言案をまとめるという作業まで何とかこぎつけられるかなという印象でございまして、次回の会議ではその取りまとめまで行きたいというふうに考えてございます。どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

こういった進め方で特に何か委員の皆さん、ございますでしょうか。

事務局の方はいかがでしょうか。

事務局

ありません。

閉 会

委員長

それでは、本日、大変御熱心に討論いただきました。

また、起草委員の3名の方々には、この間非常に精力的にお仕事をしていただいたんだろうというふうに思っております。この後も次回に向けてまた御苦勞をおかけするわけ

ですが、何とぞよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、本日の会、以上で終了いたします。どうもありがとうございました。